

議案第 8 7 号

大口町道路占用料条例の一部改正について

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改正及び大口町道路構造の技術的基準を定める条例の改正による自動運行補助施設等の追加に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例

大口町道路占用料条例（平成３年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「町長の許可」の次に「及び電線共同溝に係る占用にあつては電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号）第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定により町長の許可」を加える。

別表第１種電柱の項中「１，１００」を「９５０」に改め、同表第２種電柱の項中「１，６００」を「１，５００」に改め、同表第３種電柱の項中「２，２００」を「２，０００」に改め、同表第１種電話柱の項中「９４０」を「８５０」に改め、同表第２種電話柱の項中「１，５００」を「１，４００」に改め、同表第３種電話柱の項中「２，１００」を「１，９００」に改め、同表その他の柱類の項中「９４」を「８５」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「６」を「５」に改め、同表路上に設ける変圧器の項中「９２０」を「８３０」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「５７０」を「５１０」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「１，９００」を「１，７００」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「７９０」を「７２０」に改め、同表広告塔の項中「２，３００」を「２，４００」に改め、同表その他のもの（法第３２条第１項第１号に掲げる工作物）の項中「１，９００」を「１，７００」に改め、同表ガス管、水管、下水道管その他これらに類するものの部外径が０．０７メートル未満のものの項中「４０」を「３６」に改め、同部外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のものの項中「５７」を「５１」に改め、同部外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のものの項中「８５」を「７７」に改め、同部外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のものの項中「１１０」を「１００」に改め、同部外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のものの項中「１７０」を「１５０」に改め、同部外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のものの項中「２３０」を「２００」に改め、同部外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のものの項中「４００」を「３６０」に改め、同部外径が０．７メートル以上１．０メートル

ル未満のものの項中「５７０」を「５１０」に改め、同部外径が１．０メートル以上のものの項中「１，１００」を「１，０００」に改め、同表同部の次に次のように加える。

自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートル１年につき	５
		その他のもの	長さ１メートル１年につき	１７
	道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の柱類		１本１年につき	１，４００
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートル１年につき	８５０
		地下に設けるもの	占用面積１平方メートル１年につき	５１０

別表軌条類の項中「１，９００」を「１，７００」に改め、同表歩廊及び日覆類の項中「１，９００」を「１，７００」に改め、同表上空に設ける通路、その他これに類するものの項中「１，１００」を「１，２００」に改め、同表地下に設ける通路、その他これに類するものの項中「６８０」を「７１０」に改め、同表その他のもの（法第３２条第１項第５号に掲げる施設）の項中「１，９００」を「１，７００」に改め、同表露店、商品置場の部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「２３」を「２４」に改め、同部その他のものの項中「２３０」を「２４０」に改め、同表看板（アーチであるものを除く。）の部一時的に設けるものの項中「２３０」を「２４０」に改め、同部その他のものの項中「２，３００」を「２，４００」に改め、同表標識類の項中「１，５００」を「１，４００」に改め、同表旗ざ

おの部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「２３」を「２４」に改め、同部その他のものの項中「２３０」を「２４０」に改め、同表幕の部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「２３」を「２４」に改め、同部その他のものの項中「２３０」を「２４０」に改め、同表アーチの部車道を横断するものの項中「２，３００」を「２，４００」に改め、同部その他のものの項中「１，１００」を「１，２００」に改め、同表工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場の項中「２３０」を「２４０」に改め、同表仮設建築物、仮設店舗の項中「１９０」を「１７０」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の占用の許可又は同意を受けた者に係る占用料の額は、この条例による改正前の大口町道路占用料条例の規定にかかわらず、この条例による改正後の大口町道路占用料条例に定める占用料の額とする。

大口町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新	旧																																																																								
(占用料の徴収の範囲) 第2条 占用料は、道路の占用について法第32条第1項又は第3項の規定により町長の許可及び電線共同溝に係る占用にあっては電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により町長の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）から徴収する。 別表（第3条関係） <table><tr><th>占用物件</th><th>単位</th><th>占用料</th></tr><tr><td>第1種電柱</td><td>1本1年につき</td><td>円 950</td></tr><tr><td>第2種電柱</td><td>1本1年につき</td><td>1,500</td></tr><tr><td>第3種電柱</td><td>1本1年につき</td><td>2,000</td></tr><tr><td>第1種電話柱</td><td>1本1年につき</td><td>850</td></tr><tr><td>第2種電話柱</td><td>1本1年につき</td><td>1,400</td></tr><tr><td>第3種電話柱</td><td>1本1年につき</td><td>1,900</td></tr><tr><td>その他の柱類</td><td>1本1年につき</td><td>85</td></tr><tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1メートル1年につき</td><td>9</td></tr><tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1メートル1年につき</td><td>5</td></tr><tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個1年につき</td><td>830</td></tr><tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積 1平方メートル1</td><td>510</td></tr></table>	占用物件	単位	占用料	第1種電柱	1本1年につき	円 950	第2種電柱	1本1年につき	1,500	第3種電柱	1本1年につき	2,000	第1種電話柱	1本1年につき	850	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	その他の柱類	1本1年につき	85	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1	510	(占用料の徴収の範囲) 第2条 占用料は、道路の占用について法第32条第1項又は第3項の規定により町長の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）から徴収する。 別表（第3条関係） <table><tr><th>占用物件</th><th>単位</th><th>占用料</th></tr><tr><td>第1種電柱</td><td>1本1年につき</td><td>円 1,100</td></tr><tr><td>第2種電柱</td><td>1本1年につき</td><td>1,600</td></tr><tr><td>第3種電柱</td><td>1本1年につき</td><td>2,200</td></tr><tr><td>第1種電話柱</td><td>1本1年につき</td><td>940</td></tr><tr><td>第2種電話柱</td><td>1本1年につき</td><td>1,500</td></tr><tr><td>第3種電話柱</td><td>1本1年につき</td><td>2,100</td></tr><tr><td>その他の柱類</td><td>1本1年につき</td><td>94</td></tr><tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1メートル1年につき</td><td>9</td></tr><tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1メートル1年につき</td><td>6</td></tr><tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個1年につき</td><td>920</td></tr><tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積 1平方メートル1</td><td>570</td></tr></table>	占用物件	単位	占用料	第1種電柱	1本1年につき	円 1,100	第2種電柱	1本1年につき	1,600	第3種電柱	1本1年につき	2,200	第1種電話柱	1本1年につき	940	第2種電話柱	1本1年につき	1,500	第3種電話柱	1本1年につき	2,100	その他の柱類	1本1年につき	94	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	6	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1	570
占用物件	単位	占用料																																																																							
第1種電柱	1本1年につき	円 950																																																																							
第2種電柱	1本1年につき	1,500																																																																							
第3種電柱	1本1年につき	2,000																																																																							
第1種電話柱	1本1年につき	850																																																																							
第2種電話柱	1本1年につき	1,400																																																																							
第3種電話柱	1本1年につき	1,900																																																																							
その他の柱類	1本1年につき	85																																																																							
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9																																																																							
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5																																																																							
路上に設ける変圧器	1個1年につき	830																																																																							
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1	510																																																																							
占用物件	単位	占用料																																																																							
第1種電柱	1本1年につき	円 1,100																																																																							
第2種電柱	1本1年につき	1,600																																																																							
第3種電柱	1本1年につき	2,200																																																																							
第1種電話柱	1本1年につき	940																																																																							
第2種電話柱	1本1年につき	1,500																																																																							
第3種電話柱	1本1年につき	2,100																																																																							
その他の柱類	1本1年につき	94																																																																							
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9																																																																							
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	6																																																																							
路上に設ける変圧器	1個1年につき	920																																																																							
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1	570																																																																							

新				旧			
		年につき				年につき	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	<u>1, 7 0 0</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	<u>1, 9 0 0</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>7 2 0</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>7 9 0</u>
	広告塔	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>2, 4 0 0</u>		広告塔	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>2, 3 0 0</u>
	その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1, 7 0 0</u>		その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1, 9 0 0</u>
ガスパ、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>3 6</u>	ガスパ、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>4 0</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>5 1</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>5 7</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>7 7</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>8 5</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 0 0</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 1 0</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 1 0</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 1 0</u>

新				旧			
	2メートル未満のもの				2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 5 0</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 7 0</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>2 0 0</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>2 3 0</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>3 6 0</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>4 0 0</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>5 1 0</u>		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>5 7 0</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1, 0 0 0</u>		外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1, 1 0 0</u>

新					旧				
自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5					
	その他の線類	その他のもの	長さ1メートル1年につき	17					
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,400					
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850					
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510					

新				旧			
軌条類		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 7 0 0</u>	軌条類		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 9 0 0</u>
歩廊及び日覆類		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 7 0 0</u>	歩廊及び日覆類		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 9 0 0</u>
上空に設ける通路、そ の他これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 2 0 0</u>	上空に設ける通路、そ の他これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 1 0 0</u>
地下に設ける通路、そ の他これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>7 1 0</u>	地下に設ける通路、そ の他これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>6 8 0</u>
その他のもの（法第3 2条第1項第5号に掲 げる施設）		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 7 0 0</u>	その他のもの（法第3 2条第1項第5号に掲 げる施設）		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 9 0 0</u>
露店、商品 置場	祭礼、縁 日等の際 し、一時 的に設け るもの	占用面積 1平方メ ートル1 日につき	<u>2 4</u>	露店、商品 置場	祭礼、縁 日等の際 し、一時 的に設け るもの	占用面積 1平方メ ートル1 日につき	<u>2 3</u>
	その他の もの	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>2 4 0</u>		その他の もの	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>2 3 0</u>
看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に 設けるも の	表示面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>2 4 0</u>	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に 設けるも の	表示面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>2 3 0</u>
	その他の もの	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>2, 4 0 0</u>		その他の もの	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>2, 3 0 0</u>

新				旧			
標識類		1本1年 につき	<u>1, 400</u>	標識類		1本1年 につき	<u>1, 500</u>
旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本1日 につき	<u>24</u>	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本1日 につき	<u>23</u>
	その他の もの	1本1月 につき	<u>240</u>		その他の もの	1本1月 につき	<u>230</u>
幕	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	その面積 1平方メ ートル1 日につき	<u>24</u>	幕	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	その面積 1平方メ ートル1 日につき	<u>23</u>
	その他の もの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>		その他の もの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>230</u>
アーチ	車道を横 断するも の	1基1月 につき	<u>2, 400</u>	アーチ	車道を横 断するも の	1基1月 につき	<u>2, 300</u>
	その他の もの	1基1月 につき	<u>1, 200</u>		その他の もの	1基1月 につき	<u>1, 100</u>
工事用足場、板囲、詰 所、その他工事用材料 置場		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>	工事用足場、板囲、詰 所、その他工事用材料 置場		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>230</u>
仮設建築物、仮設店舗		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>170</u>	仮設建築物、仮設店舗		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>190</u>
備考 1～3 略				備考 1～3 略			

改 正 要 旨

1 改正の目的

愛知県道路占用料条例の一部が改正されたことに伴い、大口町道路占用料等の見直し並びに電線共同溝の整備に対応できるようにするため改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 占用料の見直しを行います。（別表関係）
- (2) 大口町道路の構造の技術的基準に関する条例の改正に伴う「自動運行補助施設」を追加します。
- (3) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく占用者（計画者）を追加します。

3 施行期日

占用料の改正規定は、令和5年4月1日から施行します。経過措置として、令和5年4月1日以後の占用料の額について、同日前に占用の許可または同意を受けた者について、改正後の条例による占用料の額とします。

別表 新旧の占用料

(単位：円)

占用物件		単位	占用料	
			新	旧
第1種電柱		1本1年につき	950	1,100
第2種電柱		1本1年につき	1,500	1,600
第3種電柱		1本1年につき	2,000	2,200
第1種電話柱		1本1年につき	850	940
第2種電話柱		1本1年につき	1,400	1,500
第3種電話柱		1本1年につき	1,900	2,100
その他の柱類		1本1年につき	85	94
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	9
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	5	6
路上に設ける変圧器		1個1年につき	830	920
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	510	570
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,700	1,900
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	720	790
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	400
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	570
外径が1.0メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000	1,100

自動運行補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設け るもの	長さ1メートル1年につき	5	—
		その他のもの	長さ1メートル1年につき	17	—
	道路の構造又は交通の状 況を表示する標識柱その 他の柱類		1本1年につき	1,400	—
	その他のもの	上空に設け るもの	占用面積1平方メートル1年につき	850	—
		地下に設け るもの	占用面積1平方メートル1年につき	510	—
軌条類			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
歩廊及び日覆類			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
上空に設ける通路、その他これに類するもの			占用面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100
地下に設ける通路、その他これに類するもの			占用面積1平方メートル1年につき	710	680
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
露店、商品置 場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240	230
看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートル1月につき	240	230
	その他のもの		表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
標識類			1本1月につき	1,400	1,500
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本1日につき	24	23
	その他のもの		1本1月につき	240	23
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートル1日につき	24	23
	その他のもの		その面積1平方メートル1月につき	240	230
アーチ	車道を横断するもの		1基1月につき	2,400	2,300
	その他のもの		1基1月につき	1,200	1,100
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用 材料置場			占用面積1平方メートル1月につき	240	230
仮設建築物、仮設店舗			占用面積1平方メートル1月につき	170	190